（道路法施行規則の一部改正）

第二条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準） **第四条の二の二**　法第三十一条の二第一項第一号の国土交通省令で定める基準は、立体交差に係る道路及び鉄道施設について計画的な維持、修繕（当該修繕を効率的に行うための点検を含む。）その他の管理が図られるよう、次に掲げる事項の全てを定めていることとする。 一　道路及び鉄道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握するための点検の実施時期その他の点検に関する事項 二　点検の結果に応じて想定される修繕の方法その他の修繕に関する事項 2　法第三十一条の二第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、災害が発生した場合における立体交差以外の交差部分の適確な管理が図られるよう、次に掲げる事項の全てを定めていることとする。 一　災害時における鉄道事業者と道路管理者との間の連絡体制及びこれらの者と関係機関との間の連絡体制の整備に関する事項 二　踏切道における継続的な通行の遮断の発生及び踏切遮断時間（踏切道の通行が遮断されている時間をいう。）の見込みに関する情報提供その他の災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき措置に関する事項	（新設）
（令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築） **第十一条**　令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築は、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画に従つて行われる道路の高架移設、車道又は歩道の拡幅その他の改築とする。	（新設）
（令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築） **第十二条**　令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。 一～六　（略）	（令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築） **第十一条**　令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。 一～六　（略）
（令第三十四条の二の三第一項第三号ハの国土交通省令で定める改築） **第十三条**　令第三十四条の二の三第一項第三号ハの国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。	（令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築） **第十二条**　令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。
第十四条・第十五条　（略）	**第十三条・第十四条**　（略）